

頭の上に、大量の土砂

和泉山脈・阪南西部丘陵に、大阪府内最大の建設残土による盛土

政治家の使命は、国民の生命・財産を守り抜くこと！

熱海土石流（搬入土砂 7.5 万 m³）は海岸まで 2 km、

阪南（搬入土砂 237 万 m³）は海まで 1.5 km で下荘集落アリ

吉村洋文 大阪府知事に、

大阪府、阪南市ともに、粛々と行政手続きを進めるのではなく、適切な時点で

「民意」をしっかりと確認した上で、様々なご判断を頂きたい！

環境農林水産常任委員会にて、様々な提言と要望を申し上げました。

動画は、大阪府議会 HP あるいは土井達也 HP。

Q 事業者の実績は？

A 環境アセスメントの手続事項ではないが、当該事業者を確認したところ、これまで土地造成事業の実績はないと聞いている。

Q 今後のアセスの日程、また、全体の行政手続きは？

A 現在行っている環境影響評価方法書の手続は、意見書の提出期限である今月末以降、事業者への意見に対する見解が府に提出された日から 90 日以内に、知事意見を事業者に述べることになる。

その後、事業者は知事意見を踏まえて、調査、予測及び評価を行い、その結果等を取りまとめた環境影響評価準備書の提出は令和 6 年度以降になる見込み。

さらにその後、準備書に対する知事意見を踏まえ、環境アセスメント手続の最終段階に当たる環境影響評価書を提出することになる。

また、これらの手続以外に、事業者は都市計画法及び森林法の開発許可（大阪府）の手続が必要になる。

一方、阪南市では、本年 3 月に策定した総合計画において本事業の計画地周辺を「環境に配慮された産業誘致ゾーン」に位置づけており、今後、都市計画マスタープランの改定及び地区計画の決定を行うと聞いている。

Q 今回の阪南と類似する「さいたま小川町メガソーラ」環境アセスで、埼玉県知事は「事業中止まで含めて事業を見直せ」と意見を出した。

環境アセスが事業の是非にまで言及する、こうした状況に突入した時代、事業者は審査者への接触を試みるはずと想定し対策を講じるべき。アセスを評価する審査会メンバーや担当部署において、外形的に事業者からの影響を受けていないことを証明しなければならないと考えるが、現在そうになっていない。

例えば、プロポーザル方式の入札においては、審査者は事後公表である。これは事業者の接触によって、客観的に評価が望めなくなるのを防ぐためである。要は、審査者が買収されないための方策である。

環境アセス審査会の品質を高く維持しようとするならば、買収される評価者が出てくることは想定し、対策を講じていくべきだと考えるが？

A 環境影響評価審査会は、「会議の公開に関する指針」に基づき、委員の氏名を公表の上で公開して開催しており、また、複数の審査委員が内容を精査し、審査することから、常に公正かつ客観的な審査が行われるものと考えている。

なお、審査対象の事業にかかわりを持つことが判明した委員は、当該事業の審査から除外するようにしている。

職員においては、関係法令に則り、公正な職務執行に取り組んでいくことは当然のことであると考えている。

Q 環境アセスの段階で、残っている記録のうち、山間部で民間が行う最大の搬入土砂の量は？

A 民間企業が山間部において土地の改変を計画し、環境アセスメント手続を実施した事業は、平成 12 年度に評価書が提出された孝子ゴルフ場開発計画のみであり、計画された切盛土量は 200 万立方メートル以下で、計画地内でバランスを図る計画となっていた。

「土砂埋立て等規制に関する条例」が施行された平成 27 年度以降、本条例により許可したもののうち埋立土量が最大のものは約 130 万立方メートルである。

Q 搬入土砂の値段は？

A 建設発生土の処分費用は、府都市整備部が公表している令和 4 年度の建設発生土等の受入価格によると、一般的な土砂では 1 立方メートル当たり 4,000 円から 6,000 円程度、土質が良好でないものについては 10,000 円程度となっている。

Q 大阪府内で方法書の意見書が多かったのは？方法書+準備書では？

A 意見書の件数については、環境影響評価条例が施行された平成 11 年度以降、府に提出された意見書の件数が最多のものは、方法書、準備書ともに 6 件である。

Q 意見書を大阪府に送付した場合、内容の取扱いは？

A 意見書の内容の取扱いについては、環境影響評価条例に基づき、方法書についての知事意見を事業者に述べるに当たり、地元市長、環境影響評価審査会の意見とともに住民等の意見を勘案することになる。

Q 意見書を大阪府へ送付した場合、個人情報とは？

A 意見書に係る個人情報については厳正に保護し、公表したり事業者に伝えることはない。

Q 「意見書を出したいけれど、だれに、どう使われるか分からず、とても怖い」という声を聞いた。大阪府の環境アセスにおける個人情報の取り扱いは、意見書の氏名、住所、筆跡に至るまで守ると聞いている。この認識でよいか？また、外部へは当然、大阪府庁内組織間であっても、また、府・市の行政間であっても、同様に、個人情報を保護するか？

A その通り、個人情報を保護する。

Q 意見書の提出できる範囲は？

A 提出者の範囲については、環境の保全の見地からの意見を有する方であれば、住所や年齢等にかかわらず誰でも意見書を提出することができる。

Q 「環境アセス」と「実際の工事」が大幅に違う場合、どうなるのか？搬入される「建設発生土」が、環境アセスに記載された品質の土砂でない場合、また、汚染された土砂や産廃が入った土砂が搬入された場合、誰が発見し、その後、誰が具体的な対策を講じるのか？

A 環境影響評価条例においては、事業計画を変更しようとする場合、府に届け出ることを義務づけており、必要に応じて方法書から評価書までの手続の全部又は一部の再実施を事業者に求めることとしている。

また、都市計画法、宅地造成等規制法及び森林法の許可事業については、許可後、現地確認の際、土砂への産業廃棄物の混入が疑われる場合は、産業廃棄物所

管課に情報提供して事実確認を行い、違反の事実が確認された場合は指導を行っていく。また、汚染された土砂の搬入が疑われる場合は、土壤汚染対策法所管課に情報提供し、土壤汚染が確認されれば指導を行う。

Q 本件で、将来万が一、行政代執行が必要になる場合、行政代執行の一義的な負担は、大阪府か？

A 本事業は都市計画法及び森林法の許可対象であることから、これらの関係法令の所管部局が調整の上、府が行政代執行を行うこととなる。

Q この案件は、最低でも「切土、盛土の土量を、計画地内でバランスすること」、これは、政治として、行政として、まず絶対であると考えているが、どうか？

A 現在行っている環境影響評価方法書の手続、及びこれに続く準備書の手続において、環境影響評価審査会で専門的な見地から慎重な審査を行っていただき、その結果や住民意見等を踏まえて、事業者に対して環境保全上の意見を適切に述べていく。

目的は、良いのです。産業用地を造成し企業誘致するのも、メガソーラーを設置し再生可能エネルギーを売電するのも。

問題は、雨による山間部の浸食で土石流等の災害が生じるという「自然の摂理」に反して、尋常ではない量の搬入土砂を頭の上に置くことです。自分たち、あるいは、子どもや孫たちの世代に、我々自身が「時限爆弾」をセットするような、そんな、山間部への搬入土砂による盛り土が、問題なのです。もし仮にこのスキームを認めるならば、和泉山脈は、残土処分場を目的としていないのに、残土処分場でいっぱいになります。

私は、萩生田当時経産大臣「大量の土砂の搬入を前提とすることなく、事業が実施される区域内での切土及び盛土による事業計画へ抜本的に見直すこと。（令和4年2月22日）」とのさいたま小川町メガソーラー環境アセス勧告を支持します！